動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（毒薬及び劇薬） **第百六十三条**　法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの（同表劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第二号の六並びに同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十四及び第十二号の二十六に掲げるものを除く。）であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものとする。	（毒薬及び劇薬） **第百六十三条**　法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの（同表劇薬の部生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の項第二号の六並びに同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十四及び第十二号の二十四に掲げるものを除く。）であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第二百四十三号

職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第五十二号）及び職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第四十五号）の施行に伴い、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第八十三条及び労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）第二条第八号の規定に基づき、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程及び木材加工用機械作業主任者技能講習規程の一部を改正する告示を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十九年七月三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程及び木材加工用機械作業主任者技能講習規程の一部を改正する告示

（労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程の一部改正）

第一条　労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程（昭和四十八年労働省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
附　則 第一条第五号の規定は、職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百三十五号）による改正前の職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一に掲げる金属研磨仕上げ、製材のこ目立て若しくはコンクリート積みブロック施工、職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三十四号）による改正前の職業能力開発促進法施行令別表第一に掲げる木工機械整備又は職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百二十四号）による改正前の職業能力開発促進法施行令別表第一に掲げる複写機組立てについても、当分の間、適用する。 **別表**（第一条関係） （略） （削る） （略） （木材加工用機械作業主任者技能講習規程の一部改正） **第二条**　木材加工用機械作業主任者技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	**附　則** 第一条第五号の規定は、職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百三十五号）による改正前の職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一に掲げる金属研磨仕上げ、製材のこ目立て若しくはコンクリート積みブロック施工又は職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三十四号）による改正前の職業能力開発促進法施行令別表第一に掲げる木工機械整備についても、当分の間、適用する。 **別表**（第一条関係） （略） 複写機組立て （略）

改正後	改正前
（講習科目の受講の一部免除） **第四条**　次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該講習科目の受講の免除を受けることができる。	（講習科目の受講の一部免除） **第四条**　次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該講習科目の受講の免除を受けることができる。